

議案第70号

中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、中部広域市町村圏事務組合規約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和6年12月10日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實

中部広域市町村圏事務組合理約の一部を変更する規約

中部広域市町村圏事務組合理約（平成元年沖縄県指令総第946号許可）の一部を次のように変更する。

第14条第2項中「理事長の属する市町村の会計管理者をもつて充てる」を「理事会の補助機関である職員のうちから理事会が命ずる」に改める。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

中部広域市町村圏事務組合規約の一部を変更する規約新旧対照表

改正前	改正後
第1条～第13条（略） （会計管理者） 第14条（略） 2 会計管理者は、<u>理事長の属する市町村の会計管理者をもつて</u> <u>充てる。</u> 第15条～第17条（略）	第1条～第13条（略） （会計管理者） 第14条（略） 2 会計管理者は、<u>理事会の補助機関である職員のうちから理事</u> <u>会が命ずる。</u> 第15条～第17条（略）
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。